

10月30日(日)

福島県知事選挙および 福島県議会議員 補欠選挙の投票日です

知事選挙と県議会議員補欠選挙の日程が決まりました。知事選挙は、今後の県政を任せる人を選ぶという大変重要な意義を持っています。私たち一人ひとりが主権者という自覚をもって、必ず投票しましょう。

選挙に関する問い合わせ

問 浪江町選挙管理委員会事務局
(総務課行政係内)
☎ 0240(34)0235

期日前投票開始日が異なります

● 福島県知事選挙

令和4年10月14日(金)から

● 福島県議会議員補欠選挙

令和4年10月21日(金)から

選挙のお知らせ

9月下旬に発送予定です。

投票所の場所、投票できる時間、投票できる人などについて記載しています。

投票所入場券および選挙公報

立候補者受付締切後に、発送となります。

引っ越しや避難先を変更した人

投票所入場券や選挙公報など、重要なお知らせが届かない人は次の2つの手続きをしてください。

① 浪江町役場へ避難先変更届を提出してください。

② 郵便局で転居届の手続きをしてください。

※転送期間は1年間です。転送期間に空白ができないよう、手続きしてください。



● 不在者投票 ●

投票日に、避難や仕事などで、投票所に行くことができないと見込まれる人は、不在者投票ができますので、ご利用ください。

次のいずれかに該当する場合に不在者投票ができます。

■ 滞在地（避難先）での不在者投票

不在者投票用紙を浪江町に請求し、投票用紙などがレターパックで届きます。レターパック一式を持参し、お近くの選挙管理委員会で投票してください。

■ 指定病院などでの不在者投票

各都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院（所）されている人で、投票所へ行くことができない人は、入院先などで不在者投票ができます。詳しくは病院・施設などの管理者にお問い合わせください。

■ 郵便などによる不在者投票

身体に障がいのある人（公職選挙法に定められている一定の障がいに該当する人）または要介護5の人は郵便などによる不在者投票ができます。※郵便投票を行うには登録が必要となり、日数が必要です。

■ 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症の陽性者は、入院先や療養先で投票ができます。詳しくは保健所または浪江町選挙管理委員会へご連絡ください。※濃厚接触者は対象にはなりません。